

静岡県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設として次の施設を指定した。

令和元年5月7日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の指定

施設名	所在地	種別
さわやかはままつ館	浜松市中区葵東二丁目6番28号	老人ホーム
特別養護老人ホーム 湖東の杜	浜松市西区湖東町1074	老人ホーム
住宅型有料老人ホーム フローレンス	浜松市西区篠原町1144番地の18	老人ホーム

2 指定年月日 令和元年5月7日